

特許権	判決年月日	令和４年５月１１日	担当部	知財高裁第２部
	事件番号	令和３年(行ケ)第１００８０号		

○ 発明の名称を「図柄表示媒体」とする発明について、当業者は引用発明及び周知技術に基づいて本件発明の構成に容易に想到し得たとして、特許無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例

(事件類型) 審決（無効不成立）取消 （結論）審決取消

(関連条文) 特許法２９条２項

(関連する権利番号等) 特許第６４４０３１９号

(審決) 無効２０１９－８０００７２号

判 決 要 旨

１ 本件は、発明の名称を「図柄表示媒体」とする本件発明についての特許無効審判請求を不成立とした審決に対する取消訴訟である。本件審決は、本件発明は公然実施をされた発明に該当せず、また、引用発明及び周知技術によっても当業者が容易に発明をすることができたとはいえないとした。原告は、審決取消事由（進歩性に関するものに限る。）として、引用発明の認定の誤り、一致点及び相違点の認定の誤り並びに相違点についての判断の誤りを主張した。

２ 本件発明

入射光をそのまま光源方向へ再帰反射する黒色の再帰反射材と、
前記再帰反射材の表面に印刷により形成された図柄からなる透光性の印刷層と、
を備えることを特徴とする図柄表示媒体。

３ 本件審決が認定した引用発明

溶剤インクジェット印刷を施すことにより印刷層を形成することができる黒色の再帰反射フィルム

４ 本件審決が認定した本件発明と引用発明の一致点及び相違点

（一致点１）

入射光をそのまま光源方向へ再帰反射する黒色の再帰反射材と、前記反射材の表面に印刷により形成された印刷層を備えることを特徴とする表示媒体

（相違点１）

印刷層に関して、本件発明が「印刷により形成された図柄からなる透光性の印刷層」を備えるものであるのに対して、引用発明は「溶剤インクジェット印刷を施すことにより形成された印刷層」である点

５ 本判決は、以下のとおり、本件審決がした引用発明の認定には誤りがあり、したがって、本件審決がした本件発明と引用発明の一致点及び相違点の認定にも誤りがあり、本件

発明と引用発明の正しい相違点（相違点１’）に係る本件発明の構成は引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得たものであると判断し、本件審決を取り消した。

（１） 引用発明の認定

証拠によれば、本件出願日当時、溶剤インクジェット印刷においては、透光性（透明性）を有するCMYのインクが広く用いられていたものと認められるから、溶剤インクジェット印刷に対応しており、かつ、溶剤インクジェット印刷が非透光性のインクを用いたものに限られるとの記載も示唆もみられない引用例の記載に接した当業者は、引用発明は透光性を有するインクを用いた溶剤インクジェット印刷に対応しているものと容易に理解したといえる。以上によると、引用例には「溶剤インクジェット印刷を施すことにより透光性の印刷層を形成することができる黒色の再帰反射フィルム」が記載されていると認められるから、引用例明は、そのように認定するのが相当である。

（２） 本件発明と引用発明の一致点及び相違点の認定

本件発明と上記（１）のとおり認定した引用発明とを対比すると、両者の一致点及び相違点は、次のとおりであると認められる。

（一致点１’）

入射光をそのまま光源方向へ再帰反射する黒色の再帰反射材を備え、前記再帰反射材の表面に印刷により形成された透光性の印刷層を備えることができる表示媒体

（相違点１’）

印刷層に関し、本件発明が「印刷により形成された図柄からなる透光性の印刷層」を備えるのに対し、引用発明は、透光性の印刷層を備えることはできるものの、図柄の印刷を実際に施して「図柄からなる透光性の印刷層」を形成していない点

（３） 相違点１’ についての判断

引用発明は、「溶剤インクジェット印刷を施すことにより透光性の印刷層を形成することができる黒色の再帰反射フィルム」であるから、溶剤インクジェット印刷を施すことにより引用発明に透光性の印刷層を形成することは、引用発明において普通に想定されていた事柄であるといえる。したがって、本件出願日当時の当業者は、引用発明自体から、これに溶剤インクジェット印刷を施すことにより透光性の印刷層を形成するとの構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当である。

証拠によると、黒色の再帰反射フィルムに文字、図柄等からなる印刷層を形成することは、本件出願日当時の周知技術であったと認められる。以上に加え、引用発明自体が図柄からなる印刷層を形成することを想定していることも併せ考慮すると、本件出願日当時の当業者は、引用発明及び上記周知技術に基づいて、引用発明に図柄からなる印刷層を形成するとの構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当である。

以上によると、本件出願日当時の当業者は、引用発明及び周知技術に基づいて、相違点１’に係る本件発明の構成に容易に想到することができたと認めるのが相当である。